

埼玉労働局  
全国健康保険協会埼玉支部 発表  
令和4年8月16日(火)

【照会先】

○埼玉労働局労働基準部健康安全課  
課長 繁野 北斗  
地方労働衛生専門官 武田 静夫  
(電話番号)048-600-6206

○全国健康保険協会埼玉支部保健グループ  
グループ長 佐藤 郁恵  
グループ長 補佐 鈴木 啓記  
(電話番号)048-658-5915

報道関係者 各位

## 埼玉労働局と全国健康保険協会埼玉支部とが 健康づくりに関する包括連携協定を締結 ～ 30日(火)に締結式を開催します～

埼玉労働局(局長 久知良 俊二)と全国健康保険協会埼玉支部(支部長 柴田潤一郎)とが、働く世代の健康づくり推進に向けた包括連携に関する協定を締結します。

本協定は、健康診断の受診率向上など10の項目に連携して取り組み、働く世代の健康づくり推進を図ることを目的として締結するものです。

今後、本協定に基づき、企業と医療保険者が連携したコラボヘルスの推進に必要な不可欠である健康診断データの提供の促進など、双方が持つ資源を有効に活用して、働く世代の健康づくり推進に取り組んでまいります。

なお、協定の締結に当たり、次のとおり締結式を開催します。

- 1 日時  
令和4年8月30日(火)11:40頃～(記者懇談会終了後より開催)
- 2 場所  
埼玉労働局15階会議室  
(さいたま市中央区新都心1-1番地2 ランド・アクシス・タワー15階)
- 3 出席者  
埼玉労働局 局長 久知良 俊二  
全国健康保険協会埼玉支部 支部長 柴田 潤一郎

4 連携項目（協定書は別紙のとおり。）

- ( 1 ) 健康診断の受診率向上に関する事
  - ( 2 ) 健康経営 の普及・促進に関する事
  - ( 3 ) 事業所から全国健康保険協会埼玉支部への健康診断データの提供の促進に関する事
  - ( 4 ) 特定保健指導の実施勧奨に関する事
  - ( 5 ) 食生活の改善の促進に関する事
  - ( 6 ) メンタルヘルス対策の推進に関する事
  - ( 7 ) 受動喫煙対策に関する事
  - ( 8 ) 従業員の感染症予防に関する事
  - ( 9 ) 健康診断データ等の分析による課題の抽出・結果の共有に関する事
  - ( 10 ) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事
- 「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

別紙 協定書

(お願い) 締結式に御出席される場合、29日(月)12:00までに、上記労働局の照会先あて御連絡いただきますようお願いいたします。また、御希望があれば締結式の模様を収めた写真を提供することも可能です。

## 働く世代の健康づくり推進に向けた包括連携に関する協定書（案）

全国健康保険協会埼玉支部（以下「甲」という。）と埼玉労働局（以下「乙」という。）とは、相互の連携強化を図ることで、働く世代の健康づくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- （1）健康診断の受診率向上に関する事
- （2）健康経営の普及・促進に関する事
- （3）事業所から全国健康保険協会埼玉支部への健康診断データの提供の促進に関する事
- （4）特定保健指導の実施勧奨に関する事
- （5）食生活の改善の促進に関する事
- （6）メンタルヘルス対策の推進に関する事
- （7）受動喫煙対策に関する事
- （8）従業員の感染症予防に関する事
- （9）健康診断データ等の分析による課題の抽出・結果の共有に関する事
- （10）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力の検討又は実施により知り得た相手方の保有する個人情報等を、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又はこの協定に基づく業務の実施以外の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が解除されたその後においても有効とする。

### （協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義等への対応)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2  
大宮情報文化センター16階  
全国健康保険協会埼玉支部

支部長 ( 自 署 )

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2  
ランド・アクシス・タワー16階  
埼玉労働局

局 長 ( 自 署 )